別記第六号（Ａ４）　　【小荷物専用昇降機】

検査結果表
（第１第１項第６号に規定する昇降機）

当該検査に関与した検査者		氏　名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号	

番号	検　査　項　目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**機械室**							
(1)	機械室への経路及び点検口の戸				—		—	
(2)	制御器	開閉器及び遮断器			—		—	
(3)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 ／ 適・否・確認不可 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） ／ 最終交換日 交換基準 ／ 年 月 日 イ. 製造者が指定する交換基準 ／ （　　） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ／ （　　）				—	
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視等により確認 ／ 適・否・確認不可 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） ／ 最終交換日 交換基準 ／ 年 月 日 イ. 製造者が指定する交換基準 ／ （　　） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ／ （　　）					
(4)		ヒューズ			—		—	
(5)		絶縁	電動機の回路（300V以下・300V超） ／ MΩ 制御器等の回路の300Vを超える回路 ／ MΩ 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 ／ MΩ 制御器等の回路の150V以下の回路 ／ MΩ		—		—	
(6)		接地			—		—	
(7)	巻上機	減速歯車			—		—	
(8)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 （　　mm） ／ mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 （　　mm） ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 ／ 適・否 複数の溝間の摩耗差の状況 ／ 適・否		—		—	

登録番号	—	—

番号	検査項目				検査結果				担当検査者番号
					指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(9)	巻上機	軸受				—		—	
(10)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否				—	
			パッドの厚さ イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　mm） 要是正となる基準値　（　mm） ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（　mm） 要是正となる基準値　（　mm）	右　mm 左　mm				
			制動力	適・否					
(11)	そらせ車					—		—	
(12)	電動機					—		—	
(13)	主索の緩み検出装置					—		—	
(14)	主索の巻過ぎ検出装置					—		—	
(15)	速度　定格速度（　m/min）			上昇　m/min 下降　m/min		—		—	
2	**かご室**								
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床					—		—	
(2)	積載量の標識					—		—	
(3)	搭乗禁止の標識					—		—	
(4)	かごの戸					—		—	
3	**最上階出し入れ口**								
(1)	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号　（　） 直径（　mm）　未摩耗直径（　mm）		% %				—	
		素線切れ 最も摩損した主索の番号　（　） 該当する素線切れ判定基準　（　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下		１よりピッチ内の素線切れ数　本 １構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数　本					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり・なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号　（　） 直径（　mm）　未摩耗直径（　mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 （　）		% １構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数　本					
		主索本数　（　本） 要重点点検の主索の番号（　）要是正の主索の番号（　）							
(2)	主索の張り					—		—	
(3)	主索の取付部					—		—	
(4)	上部リミット（強制停止）スイッチ					—		—	
(5)	かごのガイドシュー等					—		—	
(6)	かご吊り車					—		—	
					登録番号	—	—		

番号	検　査　項　目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
4	**各階出し入れ口**					
(1)	昇降路における壁又は囲い		—			
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠		—			
(3)	操作ボタン及び信号装置		—		—	
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ		—		—	
(5)	ドアスイッチ		—		—	
(6)	ドアロック					
(7)	戸開放防止警報装置		—		—	
(8)	二方向同時開放警告装置		—		—	
(9)	積載量の標識		—		—	
(10)	搭乗禁止の標識		—		—	
(11)	ガイドレール及びレールブラケット		—		—	
5	**最下階出し入れ口**					
(1)	下部リミット（強制停止）スイッチ		—		—	
(2)	ピット床		—		—	
(3)	釣合おもり底部すき間		—		—	
(4)	釣合おもりの各部		—		—	
(5)	釣合おもりの吊り車		—		—	
(6)	移動ケーブル及び取付部		—		—	
(7)	かご非常止め装置		—		—	
(8)	釣合おもり非常止装置		—		—	
6	**上記以外の検査項目**					

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

登録番号	— —